

# 会 議 録

会議の名称	第10回小金井市保育計画策定委員会		
事務局	子ども家庭部保育課		
開催日時	令和元年11月20日（水） 19時00分から21時00分まで		
開催場所	小金井市役所第二庁舎8階801会議室		
出席者	委員	米原 立将 委員長 長汐 道枝 副委員長 福元 真由美 委員 南雲 明野 委員 真木 千壽子 委員 吉岡 博之 委員	大越 郁子 委員 八下田 友恵 委員 長澤 麻紀 委員 井戸下 望 委員 竹澤 千穂 委員
	事務局	子ども家庭部長 大澤 秀典 保育政策担当課長 平岡 良一 保育課長 三浦 真	くりのみ保育園園長 前島 美和 わかたけ保育園園長 杉山 久子 小金井保育園園長 小方 久美 さくら保育園園長 柴田 桂子 けやき保育園園長 池田 由美子
欠席者	飯塚 絵美 委員、茂森 俊介 委員		
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可		
傍聴者数	7人		
会議次第	1 開会 2 議題 (1)会議録の確定 (2)「（仮称）小金井市保育計画」について (3)その他		
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり		
提出資料	次第 資料31 （仮称）小金井市保育計画（素案）～第1・2・5章～ 資料32 （仮称）小金井市保育計画（素案）第2章の構成（目次） の変更点		
その他			

令和元年11月20日

開 会

○米原委員長　それでは、ただいまから第10回小金井市保育計画策定委員会を開催いたします。議事に沿って進めていきます。まず議題(1)、前回の会議録の確定について進めます。前回会議録については期限までに訂正等のお申し出がございませんでしたので、みなさんに校正依頼したものをもって確定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議がないので、これで前回の議事録を確定いたします。

次に、議題(2)小金井市保育計画を議題とします。こちらは前回に引き続いての議論となります。今回は第1章第2章および第5章について、資料31ということで資料が提出されておりますが、進行については各章ごとに区切って行ってまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず第1章について行いたいと思いますが、こちらは前回配布された資料から内容に変更がありましたので、事務局から説明をお願いします。

○保育政策担当課長　はい。事務局です。それではご説明をさせていただきます。

1章については、一枚おめくりいただきまして、2ページ目をご覧ください。第1章についてですが、こちらの2ページにあります1の背景と目的、もう一枚おめくりいただきまして、3ページ目の計画の位置付け、こちらそれぞれに重複する記載があるところのご指摘を前回いただいておりましたので、その点について主に2の位置付け等の記載について修正させていただきました。改めてこの1章の位置付けについてご説明させていただきます。こちらはもともと市のほうで議論をお願いするにあたってのもともとの考え方や経過について整理し記載したものでございますので、前回のように記載内容に明らかな誤りや不整合があればご指摘いただければと思います。そのため基本的には事務局のほうで記載をさせていただく部分でございますので、そのような観点からご確認等お願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○米原委員長　ただいま事務局より第1章の趣旨と策定委員会での議論の範囲について説明がありました。基本的には記載内容に明らかな誤りですとか不整合がありましたらご指摘いただく形となりますので、そのようなご意見やご質問等がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○竹澤委員　竹澤です。(2)ですね、(2)のところの2段落目の上から3行目のところなのでですけど、多様化するニーズへの対応を取り進めてきましたが、とあるんですけど、これはこれでよろしいのでしょうか。対応を進めてきました、とか。

○保育政策担当課長　事務局です。文言の部分でございます。どちらの表現もあるかなと思っておりますが、最終的に全体を通して確認した中で、より分かりやすい形で修正さ

せていただきたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○竹澤委員　　あと、同じ（２）の２段落目の最後の文章なんですけれども、それとともに国が認める保育の基準のもとで行われる保育事業の多様化と実施主体の多元化も進んできたところですが、とあるんですけれども、一番、あの２ページの一番上の文章のところ、保育の実施主体として位置づけられているのは自治体なんですよ。それとこの実施主体というのが同じ文言が使われていると結構混乱するのかなと思うので、保育事業の多様化と、事業者、ですかね、事業者の多元化も進んできたところですが、のほうで混乱がないのかなと思ったのですけれど。

○保育政策担当課長　事務局です。すみません。こちらは多分運営主体、のほうで好ましいかと思しますので、そのように修正させていただきます。

○米原委員長　　ありがとうございます。他どうでしょうか。

○竹澤委員　　追加で、後は一番下の段落です。２ページの一番下の段落のところ、この間も少しお話させていただいたんですけれども、一番下の段落の第一文、一番上の文章なんですけれども、保育を希望する家庭及びその子どもが等しく保育サービスを受けられ、子どもが健やかに成長できるよう、とあるんですけれども、ここは保育を希望する家庭及びその子どもが等しく質の高い保育サービスを受けられ、のほうが良いのかなというふうに少し思ったのですけれども、そこはどうでしょうか。

○保育政策担当課長　事務局です。こちらは実は設置要綱の目的のところを基本的に使用している部分でありますので、いただいたご意見を検討させていただきたいと思いません。

○竹澤委員　　あと、すみません。最後に、最後の今の段落のところの今度一番最後の文章なんですけれども、子どもの最善の利益の観点から、保護者を始めとした市民云々とあるんですけれども、これと同じような文言が９ページにあったんですよ。９ページの真ん中に白い余白があって、そこから数えると２段落目の一番最後の文章、子どもの最善の利益の観点から、保育関係者を始めとして、保護者・市民、行政が子どもに向き合う際の視点を明確化することが課題となっています、という表現になっているのですけれども、そっこのほうが、いままでは、保護者を始めとしてという議論の組み立て方は確かしていなかった、保育関係者を始めとして、保護者とかその他市民とかも協力してより良い保育をしていくという、そういう組み立て方だったと思うので、９ページの表現に統一したらいいのではないかなというふうに感じました。

○保育政策担当課長　すみません、今読み上げていただいた９ページの文言なのですが、使用している用語が若干分かりづらい部分がありましたので、机上に配布した資料のように若干変更をかせさせていただいております。ちょっと先のところになって申し訳ないのですが、保育の質の向上のために、というように文言を変更させていただき、すみません、今後さらなる保育の維持向上に努めていく必要があります、というような言い方のほうに変更をさせていただいておりますが、あの、主体たる視点の部分で保護者を始めという部分がいままでの議論から考えますとち

よっと違うのかなと事務局も感じるところですので、特に委員の皆様でも、異論がなければ、順序を変えてというか、事務局のほうで修正をさせていただきたいと思えます。

○米原委員長 はい、他はいかがでしょうか。1章について見ていただいておりますけれども。

はい、それでは次に、第2章についてですね、ご検討いただきたいと思います。こちらは前回配布された資料から大幅に構成が変更されたとのことですので、あと、事前に送付された資料から数値などの変更もあったので、初めに事務局より説明をお願いいたします。それで、進め方なんですけれども、内容が多岐にわたりますので、6つに分けて区切って進めていきたいと思えます。いま私は資料32を見ているんですけれども、右側ですね、見ていただけますでしょうか。保育サービスの状況が1なんですけれども、この(1)(2)と、あと待機児童の状況というのもそれに近いものですので、1(1)、(2)と2(1)、それから、保育の質の向上という(2)の①②、これで二つ目、それから(3)が①から⑦までありますので、①～③が三つ目の区切り、④～⑦が四つ目の区切り、それから、(4)公立保育園の役割が一つ、これで区切って、その下の量的ニーズと将来見通しを区切りとして進行をさせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。それでは今見ていただいております資料32の説明とその最初の区切りですね、保育の現状の課題と待機児童の状況まで、事務局より説明をお願いいたします。

○保育政策担当課長 それでは、事務局のほうでご説明させていただきます。まず資料32のほうをお手元にご用意をお願いいたします。こちらは前回の会議にてお示しをしました第2章の構成、左側になりますけれども、こちらから、会議でいただいたご意見や第5章への接続等についても再検討を行いまして、資料32の通り変更をさせていただきました。

まず変更点についてご説明させていただきます。まず人口などの基礎的な情報、左側の1でございますが、こちらの部分と、それから財政面、経費面についてが2か所ほどございましたけれども、これについては、本計画においては割愛するか、または後半に資料編を作成してそちらに記載するか、いずれかの方法を今後事務局のほうで検討したいというふうに考えまして、2章の部分からは抜かせていただくという形に変更させていただきました。そのため前回2として行った部分についての量的な現状についてというところ、こちらの部分を1の保育サービスの現状という形で切り出して、一番最初に据えるかたちにさせていただきました。真ん中にある矢印の二つ目について今ご説明差し上げたところでございます。次に、待機児童などの具体的な課題については、その先につながる第5章の構成等も意識しつつ、課題ごとに現状と課題を記載する形で再建をさせていただきました。それが2の保育の現状と課題の(1)から始まるところでございます。その結果第2章の中で課題として待機児童、保育の質、多様な保育ニーズ、公立保育園の役割の4点を項目立てさせていただいております。一番下の将来見

通しにつきましては、そのまま一番最後に据えさせていただきました。以上のような構成の変更を行った上で、資料31として第2章素案を提示しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局のほうの不手際でだいぶ文言ですとか数字のところの変更を加えてしまったところがございますので、ちょっとお時間をいただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目の区切りのところのご説明をさせていただきます。資料31の5ページをまずお開きください。こちらにつきましては、上段の保育施設の数の推移で、下段の表が保育定員数の推移となっております。定員数については、下のほうの表のとおり、平成26年度で1,741人に対して、令和元年度は3,028人に増加しております。こちらは過去5年間で1.7倍の増加という状況でございます。特に私立の認可保育園が853人に対して2,032人という状況ですので、過去5年間で1,287人、率にして2.4倍に増加しているという状況でございます。この1,287人増のほとんどが、私立の認可保育所によるものとなっております。1,287人の約9割が民間保育園という割合となっております。こちらが5ページでございます。続きまして6ページでございます。こちらは保育サービス、保育の利用状況の推移でございます。先に下のほうをご説明させていただきますが、下の表の一番右側の段、過去5年間の増減をご覧ください。こちらを見ますと、就学前の児童人口が過去5年間で一番上の東京都で0.5パーセントの増加、多摩26市においては0.8パーセント減少しているのに対し、小金井市は9.4パーセントと、大幅に増加しております。2段目の保育所の利用児童数ですけれども、こちらは過去5年間、やはり一番右のところでございますが、東京都が31.6パーセントの増加、多摩26市では19.5パーセントの増加という状況ですが、小金井市は60.7パーセントとこちらも大幅に増加している状況です。一番下の保育所利用率、こちらは、二段目の保育所利用児童数÷就学前児童人口ですけれども、こちらは過去5年間で東京都が10.6ポイントの増、多摩26市が9.4パーセントの増に対して、小金井市は14.7パーセントの増、こちらも、小金井市のほうが多いという状況となっております。このように本市においては過去5年間で保育利用児童数が増えていることがわかるかと思っております。上段のグラフをご覧ください。こちらは下段の表をグラフ化したものでして、折れ線グラフにご着目いただきますと、こちらが先ほど申し上げた保育利用率でございます。点線は東京都平均、実線は小金井市でございます。26年4月の本市の保育利用率が31.3パーセント、東京都が37.6パーセントと、6.3ポイント低かったところがございますが、5年後の4月の状況ですと、東京都が48.2パーセントに対して、本市は46.6パーセントと、2.2ポイントの差に縮小しております。しかしながらまだ東京都平均には下回っているという状況になっております。以上のことからですね、保育利用児童数は本市においてはかなり増加してはおりますが、依然として東京都平均より下回っているという状況がこの2ページの状況で見て取れるかと思っております。

次のページをお開きください。保育の現状と課題でございます。待機児童の状

況についてご説明をさせていただきます。待機児童につきましては、待機児童の推移というグラフにあります通り、本市におきましては30年4月までは減少傾向でありましたが、31年4月で増加に転じてしまっております。折れ線グラフで示した本市の待機児童率も、東京都平均と比べますと点線の東京都平均には近づきつつも、まだ待機児童率としては高い状況というところになっております。こちらについての要因でございますが、まず人口に関してでございます。7ページの最下段のグラフは、子育て世代の転入転出の推移を示しております。左側の棒グラフが転入、右側の棒グラフが転出の人数です。平成28年から右が左を追い抜く、つまり転入者の人数のほうが多い、転入超過という状況に転じているということが見て取れます。続いて8ページをご覧ください。上のほうのグラフは母親の就業状況の推移でございます。下から2つめの、以前は使用していたが現在はしていない、が5年前と比べて13.8ポイント減少したのに対し、上2つのフルタイム就労の方と育休の方を足すと14.1ポイントということで、女性の就労が進んでいるというのがこの統計から見て取れることとなります。これら7ページにみられる子育て世代の転入による就学前児童数の増加と8ページにみられる最近の急速な母親就労率の上昇に対して供給体制が追い付いていかなかったということがこちらの統計からも見て取れるかというふうに思います。

また、下段の円グラフと右側の棒グラフをご覧くださいますと、保育活動に不満があったという回答があった保護者は37.6パーセントに上り、待機児童数のほかにも、希望する保育園に入れない児童という問題もございまして、今後の施設整備など、および定員を増やすにあたっては、立地なども考慮しながら推進していく必要があるという状況でございます。なおこれらの待機児童の量の確保につきましては、のびゆく子どもプラン小金井の中で具体的な整備数を年度ごとに記載していくこととなりますので、この保育計画では現状の記載にとどめさせていただきたいと思っております。ここまでのご説明が保育の利用人数や待機児童数など本質的な背景や現状について記載させていただいた部分でございます。説明は以上でございます。

○米原委員長 ただいま事務局より第2章の素案のポイントについて、第2章の待機児童のところまで説明いただきました。あとは議論の範囲として、重要な課題が欠落している場合を除き、記載内容について不足する要素などがあれば、意見提案をいただくということです。

まず、5～8ページですね。保育サービスの状況から待機児童。5～8ページについて、基本的には、繰り返しになりますけれども、重要な課題について不足する要素等あれば、ご意見、ご提案をいただくこと、あと記載内容についての質疑応答が中心となると思っておりますので、その点についてご意見、ご質問などがございましたらご発言をいただけますでしょうか。

○八下田委員 八下田です。5ページ、6ページはとてすごく良い情報だなというふうに感じて、わかりやすいから推移って、大変良いなと思いました。6ページは下の数字を上グラフで表したということですね。

- 保育政策担当課長 事務局です。下のところに書いてある表から抜粋してグラフに。
- 八下田委員 7ページも真ん中の数字を上グラフなんですね。これって数字とグラフって、なんか逆のほうが私はいいなと思ったのですが、個人的にこの数字からこのグラフってということだよなと思ってちょっと気になりました。あと8ページの上のところは平成30年のデータと5年前よりって文章に書いてあるので、5年前のデータということなんですかね。
- 保育政策担当課長 事務局です。ちょっと説明が不足していたんですが、本市就学前児の母親の就労状況というグラフ、8ページ上のところですが、下に、「資料小金井市子ども・子育てに関するニーズ調査」と書いてあるかと思います。こちらがのびゆく子どもプランを作成するにあたって取っている調査なのですが、5年前にも同じような調査をとっておりまして、そちらの比較を記載しているという形になります。
- 八下田委員 わかりました。枠の下に平成26年、平成31年とあったので、はい、これは大丈夫です。ありがとうございます。
- 米原委員長 ニーズ調査を行ったのが30年の11月ということですかね。
- 八下田委員 ありがとうございます。あとは今ご説明いただいたので特にないです。
- 米原委員長 他は、いかがでしょうか。
- 竹澤委員 竹澤です。私もとてもこのデータはわかりやすく、現状がわかってよいなと思いました。7ページのところの待機児童の推移の表の一番右側のところなんですけれども、過去5年間増減というような項目の表記があって、個々の下、これ42.6とか、マイナスが付きますか。-42.6、-55.0、-43.2なのかな、ってちょっと思ったのですけれども。
- 保育政策担当課長 事務局です。おっしゃる通りです。もう一度、プラスマイナスの部分は精査させていただきたいと思います。減少傾向ですので、おっしゃる通りです。
- 竹澤委員 あと、細かいところで恐縮なのですが、7ページの2段落目ですね、一番上の文章、「過去5年間で見ると本市の待機児童数は43.2パーセントに減少しており」と書いてあるんですけれども、「43.2パーセント減少しており」かな、と思うのですけれども。
- 保育政策担当課長 事務局です。先ほどと連動するので、おっしゃる通りとなります。
- 竹澤委員 細かくて申し訳ないですが、8ページの下の方の文章の段落の、上から4行目、申込者の多くが特定教育保育施設と書いてあるのですけれども、特定「の」。「の」が入るのか、でよいのでしょうか。
- 保育政策担当課長 事務局です。文言の統一が図れていないところがあるかなと思っております。新制度以降、認可保育所それから新制度のほうに移行した幼稚園のことを総称して特定教育・保育施設という言い方をしておりますので、これで一つの単語となっております。他のところで保育所、もしくは保育園という言葉をよく使っているのですが、ちょっと誤解があったかなと思いますので、ここの単語についての表記は、どのようにするか、ちょっと全体との整合を含めて検討していきたいと思っております。

- 竹澤委員 ありがとうございます。
- 米原委員長 読む市民としては、ひよっとしたら、説明が、用語の説明をどこかに入れるということが必要だと思いますね。はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。
- 井戸下委員 井戸下です。今の事務局の説明はとても分かりやすかったと思います。文章を読むのと、データを見るだけでもわかりやすかったとは思いますが、7ページの「(1) 待機児童の状況」の中に、何人まで減少しましたが、とか増加要因としては転入が多かったとかっていう理由もありましたけれど、今それに加えて、お母さんの就労が増えているっていうのも大きな理由の一つだということですが、話を聞いてそこがすごくわかりやすかったので、そこを、母親の就労状況のデータが後に出てくるので、(1)の待機児童の状況の文章の中にそれを足すのか、別でつけるのかはそれは事務局にお任せしますが、それも文言として入れておいたほうがより分かりやすいのではないかなというふうに思いました。
- 保育政策担当課長 ご意見を踏まえて、構成も、全体構成もありますので、可能な範囲で検討はさせていただきますと思います。
- 米原委員長 他はいかがでしょうか。
- 大越委員 大越です。7ページ目の一番下のグラフなんですけれど、単純に質問で、子育て世代の転入転出の推移ってあるんですけど、これは実際にお子さんがいらっしゃる世代の方の転入転出なのか、単純に25～39歳の方の転入転出なのかってわかりますか。
- 保育政策担当課長 事務局です。おっしゃっていただいた後者のほう、単純に年齢で引き抜いたところでございます。考え方は賛否両論あるかと思うのですが、一般的にこの世代が子育て世代であるということと、お子さんを連れて転入される方もいらっしゃるれば、転入後にお子さんが生まれる方もいらっしゃいますので、この年代に着目して、一つのポイントとして書かせていただいたということになります。
- 長澤委員 長澤です。資料の32で最初に説明していただいた(1)の①②③を主に集約したということなんですけれど、2番の認可保育所の施設数および定員数の推移と、3番の認証保育所等の認可外保育施設事業所数および定員の推移っていうのが、この5ページの1枚に集約されたというふうに思ってよいのでしょうか。
- 保育政策担当課長 事務局です。結論から言うと、おっしゃる通りとなります。一つ補足させていただきますと、実は認可外保育施設というのは様々多岐にわたっておりまして、私どものほうで定員まで詳細に把握できないものもあつたりしています。ですので私共のほうである程度把握できている区分の中での認可外保育施設を足させていただきました。具体的に申し上げますと、認証保育所、それから家庭福祉員、個々の部分については入れさせていただきました。それ以外の部分については、詳細をもともと市のほうで把握できていない部分もございましたので、こちらを用いて記載をさせていただいております。
- 長澤委員 そこはじゃあ一文入れられるのですかね。そういうところは除いています、とか。入れたほうが良いのかはわからないですけど。



○保育政策担当課長 事務局です。事務局のほうの案としましては、認可外保育施設は大変多岐にわたっておりますので、ここだけ選びましたという記載はなかなか難しい部分があります。逆にのぞいた部分をすべて書くというのも、様々ありすぎて難しい状況がございますので、市のほうで他でも統計的に出させていただいている場合は、この範囲にとどめさせていただいているのが、申し訳ないのですが一般的です。特に認可・認可外という部分も書かずにですね、このような形で行かせていただきたいと思いますと思っております。

○長澤委員 わかりました。先ほどの、母親の就労状況の理由の一つとしてデータを出していただいているんですけども、実際保育を、保育所を利用したい理由というのが、母親の就労だけではないと思うんですけども、何か他の要因に関しては、特にここ数年変化はないんですけども、明らかにここが理由で需要と供給のバランスが崩れているのか、なんかこう、全体のデータの中で、ここをとった理由が分かればよいなと思ったのですが。そんなに1ページ取るほどデータとしてはないかもしれないですけど、何か補足、というかがあれば、実状に近いかなと私は思うんですけども。

○保育政策担当課長 事務局です。今おっしゃられた部分の含みについて、ちょっと文章の中で補強できるかどうかは検討させていただきます。一応誤解のないように申し上げますけれども、シンプルに、就労されるにあたって保育園を利用されるというのがごく一般的な部分がございます。そちらの部分の視点で見ただけでも、これだけの影響を与えているというところがありましたので、一番代表的な資料として入れさせていただいたという部分もございますが、就労のみを以てしか保育園に入れないということではございませんので、含みを持たせた書き方ができるかどうかはちょっと検討させていただきたいと思えます。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第2章の8ページについては本日の時点ではいったん終了させていただきます。本日いただいた意見で事務局のほうで修正いただき次回以降またご提示いただくようお願いいたします。

引き続きですね、第2章の「(2) 保育の質の向上」の部分となります。9ページから13ページについて進めたいと思えます。それではまず、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○保育政策担当課長 では、事務局より説明をさせていただきます。ちょっと長く説明させていただきますのでご容赦ください。

ではまず、9ページをお開きください。以前、これ以降、こちらの(2)以降ですけれども、この計画で具体的にターゲットとなる部分についての現状と課題となっております。その方策が第4章のガイドラインや第5章、こちらにつながっていく部分というふうにお考えいただければと思います。それではまず、9ページについてご説明をさせていただきます。待機児童の解消を進める中で多くの保育所が新設されて、多くのお子さんが保育を受けることになってきたことは先ほどの保育の量の現状についてご説明した通りでございますが、それとともに保

育の質についても重要な課題となっているというところでも取り上げているものがございます。こちらの部分については、なかなか定量的な評価や資料が難しいという状況もありまして、かなりちょっと文章が多いような状況になっておりますけれども、ご容赦をいただきたいと思っております。30年の国の保育所保育指針の改定ですとか、自治体の動き、それから本市の子ども・子育て会議における様々なご意見がございました。子ども・子育て会議におきましては、保育者の処遇の改善やキャリア形成支援、また、保育機関への指導検査体制の在り方などについての指摘を受けたこともございます。保育の質の維持・向上に向けた対応が、さらに求められているという状況がございます。それについて、今、かいつまんでご説明いたしましたが、9ページの中に記載させていただいている部分でございます。

続いて10ページの「②保育士の確保」の方に進ませていただきます。先に、1ページおめくりいただきまして、12ページそれから裏面の13ページ、こちらの方をご覧ください。こちらは、12ページの保護者の方につきましては、東京都福祉サービス第三者評価、こちらから引用している数字でございます。次のページの13ページは、園長および保育士について、同じ設問に対して、先に行いました簡易アンケート、こちらの結果を掲載しているものがございます。ページが見開きでないので見づらい部分もございますが、同様の評価項目を概観してみますと、保護者アンケートで評価が最も低かったのは、外部の苦情窓口について伝えられているか、という部分で、下の17番でございます。施設側におきましても、13ページ側のほうでございますが、やはり全体から見ても、施設側からとしても、やはりこの部分についてはかなり課題となっている部分でございます。

次に引っかけた項目でございますが、保育時間の変更は保護者の状況に柔軟に対応されているか、の部分、それから、子ども同士のトラブルに対する対応は信頼できるか、この2点についてがその次に低いという状況でございます。こちらにつきましては、単なる統計資料としてみることもできますけれども、今の保育士の非常に多忙な勤務状況や勤務体系の影響も大きく影響を受けているというふうにとれるのではないかと考えております。それでは、10ページまでお戻りいただけますでしょうか。これまでのこちらの会議のなかでも、保育の質において保育士の確保は大変重要な要素であるということをご意見としていただいております。それに対して待機児解消を進めてきた結果、保育施設の整備を急速に進めた結果でございますが、保育士の確保は非常に難しい現状になっております。特に首都圏においては極めて深刻でございます。東京都の保育士の有効求人倍率は6.4倍と、特段に高い状況となっております。これは今後も一層の不足が見込まれるところで、国や都レベルの保育士確保と定着、離職防止のため、より一層の処遇改善策が必要とされている状況でございます。処遇改善策においては、確保と定着を図ったうえでキャリア形成を行っていく必要がありますが、中ほどのグラフの通り、こちらは東京都全体で保育士の実態調査というものが行われた

ところでございますが、そちらによりますと、保育士が負担に感じていることとして、行事や保育計画の作成等が挙げられております。また、次ページ、11ページでございますけれども、こちらにつきましては実際に、保育士の仕事を辞めた方に対してその理由を複数回答で挙げていただいたものでございます。こちらにつきましては、職場の人間関係、給料、あとやはり仕事量が多いというのが挙げられております。これらの課題を認識したうえで、保育士さんの確保と質の向上を図っていく必要があるというのがこちらのなかで現状として見て取れるかなと思います。現状の部分、保育の質の部分については、説明は以上となります。

○米原委員長 ありがとうございます。それではですね、事務局よりご説明がありましたけれども、こちらについてもですね、重要な課題が欠落している場合を除いて、記載内容について不足する要素等があればご意見、ご提案いただくことと、あと記載内容についての質疑応答が中心となります。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○福元委員 9ページの、1行空いている部分から3行目の最後の部分で、のびゆく子どもプランでの提言の文面だと思うのですが、保育の質維持向上のため、指導検査体制の充実が課題というふうになっていまして、ここが、今回作るガイドラインは、指導検査体制の強化のためのものではないと思いますので、そのところを、誤解されないように書いていただきたいなと思います。

○保育政策担当課長 事務局です。今回こちらの記載は、今福元委員から言っていた通り、子ども・子育て会議からの意見としての文言そのままとなっております。私どもとして、委員がおっしゃっていただいているように第4章のガイドラインは指導検査に活用するものというふうには考えておりませんが、質の維持向上のための方策の一つとして、第5章のところで、いわゆる指導検査の部分の記載は、行政側として記載すべきと考えております。もともとこちらの記載がなされていた経過をお話ししますと、指導検査を自治体、区市町村単位でも行う場合がございますが、本市の場合はなかなか人的な体制をとることができないで、東京都との合同の指導検査までしか現状行えていないという状況がございまして、そちらの方のチェック機能の強化をしてもらいたいということからこのような意見になっているものでございますので、今回、精査しておりませんが、第5章のどこかで、質維持向上という視点での指導検査体制のところも行政側としては記載すべきと考えておりまして、その導入部分というふうに受け取っていただければ幸いかと思います。

○福元委員 ガイドラインも性格を述べるところがこれから出てくると思うのですが、そこで、位置づけを、今の文面と混同されないような形で書くということがあると良いなと思います。

あと、保育士の確保のところなのですが、確保のことについてはとても良く現状は書かれていると思います。確保が難しいというところが現状書かれていると思われましたけれども、たびたびこちらでも話題になっているように、保育士として働いて就労を開始した以降の研修ですとか、専門性の向上ということ

についての現状と課題については触れられていませんので、そういった部分についてはいかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。今言っていたいただいた仕組みについては確かにこちらの、ちょっと言い方が柔らかくなるかもしれないですが、いわゆるモチベーションの維持というか、そういう部分も含めてのことかと思っております。統計的な部分のものが見つけられるかどうかも確認させていただいた上で、難しければ文章としてその部分の内容についても何らか触れさせていただけるように検討させていただきます。

○米原委員長 ありがとうございます。働き甲斐、についてでしょうかね。他はいかがでしょう。

○吉岡委員 吉岡です。多分文言の使い方の問題だと思うのですが、9ページですね、7行目の「基準に則り運営されていることについては」という「されていること」というのは、たぶん「運営状況」でよいのではないかと思うのですが、されていること、というところ。

それと、一番上の最後、「保育の実践する保育士の処遇」というところ、保育「を」実践する保育士の処遇、か。あと、11ページに進むのですが、保育の質の確保というところなのではあるのですが、保育の「質の確保」よりも、前の文章なんかでも「質の維持」って書いてあるので、「保育の質の維持に留意しつつ」ということにすると、保育士の確保っていうところで生きるんじゃないかなと思います。

○保育政策担当課長 今いただいた3点のことについては、ちょっと検討させていただいて、状況によってはまた違う言い回しに変更する場合も含めて、検討させていただきたいと思います。

○米原委員長 他はいかがでしょう。

○長澤委員 9ページからの内容の保育の質の向上の項目が、主に保育士の確保についてだったりとか、データ、保護者の評価とか、保育士さんについて書かれているのですが、そもそも、もともとの1章の計画策定の趣旨目的の中の保育の質の話の中に、あまりその保育士の勤務状況について課題があるとか、そういうことには触れられていなくて、それで2章のこちらの方にデータとして出てくるので、もともとこちらへのデータとかを出すのであれば、出すべきだと思うのですが、であれば最初の計画策定の趣旨目的の中にも、そのあたりを課題であると考えているということだったりとか、計画策定の背景の中に保育士の処遇の問題等も含まれているというようなことが入っている方が、第2章で個々のページが出てくるのに、流れとしてはわかりやすいかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。今おっしゃっていただいたのは、9ページの保育の質の書き始めのところはかなりボリュームで書かせていただいているのですが、ここと2ページ目の1(2)のバランスなのかなと思います。おっしゃっていただいたご意見通りの変更をするかどうかを含めてですね、その視点で検討はさせていただきます。

きたいと思います。

○米原委員長 保育士の確保の項目については、会議の中で、話し合いの中で浮かび上がってきたものでもありますので、当初の目的の中に確かに入ってなかったものではありませんよね。

他はいかがでしょうか。

○竹澤委員 10ページが一番上の、保育士の確保のところの一行目の一番最後のところなのですけれども、国や都レベルでの保育士確保と定着のためのより一層の待遇改善が望まれますと書いてあるのですけれども、小金井市としては、一番最後、11ページ、潜在保育士の掘り起こし等、実績につながるような保育士の確保方を検討してほしいという意見が出されていますというふうに最後書かれているのですけれども、保育士確保については、この一番上のこの文章だけ読むと、国や都にもうお任せ、というふうに言っちゃおかしいのですけれども、そういうふうにも、何か小金井市としてできることって他にないのかなと、もちろん、何かあるのだったら、書けることがあるのでしょうかというところが、ちょっと気になりました。

○保育政策担当課長 まず10ページの書き出しのところで国や都レベルというふうにさせていただいた意図でございますが、この保育士不足、ここまで深刻化する以前の時からですね、区市町村同士でそれぞれお金を投じて取り合いが起きているという話をよく聞いております。その場合に、ちょっとお金の話をするのはあまりよくないのですけれども、財政力が強い区部のほうがより引っ張れるという状況があるということも結構数年前から話題として出ていた状況がありましたので、市単位としてももちろん努力すべき施策というのではないわけではないと思うのですが、それが行き過ぎてしまうとどうかというところもありましたので、最初の書き出しのところはそのような書き方をさせていただいた状況ではございます。

それで、今ご指摘いただいた11ページの最後のところで、市としても、というようなそういうふうな意見が出されている部分が正直ありますので、この先に続ける形で何らかの、ちょっと含みを持たせていただくことになるのですけれども、そのような書き方は加えても支障ないかなというふうには思っておりますので、その部分については検討させていただきたいと思います。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。

○長澤委員 はい、長澤です。12ページと13ページのアンケートについて、9ページの最後に7～8行で簡単にまとめられているのですけれども、このアンケートの考察もっと何かしてたのでしたっけ。どこかで。なんか、もっと掘り下げられるアンケート結果だと思うのですけれども、ここ以外で何かきちっと説明する場が、ところがあるのか、この2～3項目だけを見て、保育士が多忙である状況を考察してそれで終わってしまうのかなと思ったのですけれども。どうでしょうか。

○保育政策担当課長 今後の成果物として最終的にどのような形にしていくかというところは、私共の方でも少し検討したいと思っているのですけれども、実際にこの簡易アン

ケートにつきましては、第5回のときの資料23という形で、今参照されなくて大丈夫なのですが、結果報告書というのは資料としてお作りしている状況がございます。ただこちらにつきましては多岐にわたってボリュームが大きいというところもございますので、報告書は報告書として一つの資料としていったんまとめさせていただき、ここから切り出して引用させていただいたというのが今回の使い方になるのかなというふうに思っております。ですのでこの簡易アンケート自体について、最終的な成果物としてどのような位置づけにするかというのは市の方でも少し時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

○大越委員 9ページ目の、さきほど福元委員からもお話があったのですが、その指導検査体制のところ、私のなんかちょっと引っかかって、例えば世田谷のように、そういうもののほうが良いのかなあと。やはり現場の意見を聞きながら、相談しながら協力体制を充実させられるような内容のほうが良いのかなと思ったのが1点と、17ページにある⑥の「市内保育事業所等との連携」というところは、これは多様な保育ニーズへの対応って③のところよりも、(2)の保育の質の向上、市内の保育事業所と連携しながら質の向上を図るっていう点では、なんかしっくりくるかなと思ったりもするのですが、いかがでしょうか。

○保育政策担当課長 事務局です。まず1点目の指導検査体制というところなんですけれども、確かに文言が厳し目に聞こえるところがあるかなというふうに思います。実際に東京都の方と一緒に指導検査に同行して入ることもあるのですが、どちらかというところと摘発という考え方というよりは、よりよい方向にやっていくための確認という部分がどちらかというところと大半を占めているところがあります。ただ残念ながら新聞報道されるように、再三の指摘にも関わらず変更をしていただけないところには、状況が変わってくるんですけども、そうではない部分の視点も含めた形の言葉になっております。今、大越委員からお話いただいた部分については、実際第5章の方策のところでは、指導検査の部分の視点と、それから、巡回・連携というような視点と、それぞれ書いていく必要があるかなと事務局のほうでは考えているのですが、ちょっと構想がまだまとめ切れていないので、現時点では項目だけというところでご容赦いただいているところがございます。それが1点目の答えになります。

2点目のところでございますが、17ページの⑥につきましては、保育検討協議会の報告書の中ではもともとは民間保育所への対応というちょっと堅苦しい言葉を使っておりました。ただ現実的にはどちらかが対処していくというのではなく、連携をしていく方が内容としてはより適切であるということから、言葉をちょっと変えさせていただいたという部分がございます。それが、もともと多様なニーズという項目の一項目として入ってきたことから、今回こちらの方に入り込んでいるということが現状の構成としてございます。これについては今後全体を見ていく中で事務局の方でも検討させていただいて、どちらの部分に記載するのが適切かどうかということにはちょっとお時間をいただきたいと思います。

○米原委員長 幼保小の連携も同様かと思っておりますので。他は、いかがでしょうか。

○真木委員 今いろんな皆さんの気づきの部分ですごいなと思いながら聞いていたのですけれども、事務局の方で、福元先生がお話になった研修・専門性の、「モチベーションにつながる」というところ、これって絶対に必要なことなので、そのあたりの受け止め方がずいぶん違っているのかなと思いました。これは保育士として絶対に必要なことであるし、研修とは自分の園を振り返るって意味でも、内部も外部も、ね。そういった意味でも必要なことなので、モチベーションだけじゃないな、と思いました。

それと、17ページの、小金井市保育検討協議会がまとめたという資料ですけれども、「公立も私立も保育施設のすべてが」と、これ私が言った言葉かなと思いつつ聞いていたのですけれども、やはり、開かれた保育所、風通しの良い保育所、保護者も行政も運営側もみんなが仲良くできるには、…昨日ね、食物アレルギーの研修があったんですね。参加させていただいたんですけれども、いろんな方が一つの体育館に集まって、小学校の体育館に集まって勉強会をした。それって、良いなって。よく案内してくださったなと、ありがたいなと思いつつ参加していたのですけれども、そういうのが回数増えると良いのかなと。ただこの保育問題検討委員会の際に、「場所がない」というお話があったんですけれども、あるところを活用して、みんなが集える、みんなアレルギーでも病気のことでも保育のことでも、語り合える場があるっていうのはすてきなと思いつつがらうかがっていました。

○保育政策担当課長 視点の部分も含めてこちらの方も意識して入れさせていただきたいと思いつつます。ありがとうございます。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。それでは、第2章の13ページまでについては、本日の時点ではいったん終了させていただきます。いただいた意見を踏まえて事務局の方で追加・修正等いただき、また次回以降にご提示いただくようお願いいたします。

それでは次は、第2章の多様な保育ニーズの①から③についてですね。事務局から説明をお願いいたします。

○保育政策担当課長 それでは事務局より説明をさせていただきます。14ページをまずお開きください。少子高齢化や核家族化などの進展、それから就労変化やライフスタイルの変化に伴い保育ニーズが多様化しているというような書き出しで書かせていただいております。また、先ほど来引用させていただいておりますが、保育検討協議会でのご発言などもここで触れさせていただいて、こちらで多様なニーズとして出させていただいたものとして、心身の発達において特別な配慮が必要な子どもへの支援、それからアレルギーのある子どもの保育、要保護児童・要支援家庭の支援、休日保育や一時預かり、また、病児・病後児保育などというふうにご言及をいただいております、これらを多様なニーズというくくりで、この(3)においては市の方で記載を、行政の方で準備させていただいたところでございます。

それでは①～③の部分のご説明をさせていただきます。

まず①でございます。こちらにつきましては、なかなかちょっと統計的に新し

い数字を事務局の方でご用意することができず、平成27年5月での出された統計なども参考にしながら記載をさせていただきました。近年、発達障がいという書き出しがもうすでに事務局としても悩んだところではございますけれども、こちらについての対応がやはり保育園としても必要となってきたというような状況を冒頭書かせていただいております。また、子ども・子育てに関するニーズ調査、こちらは、のびゆく子どもプラン作成のために行った調査でございますが、2段落目に記載の通り、子ども・子育て支援に関して小金井市や地域で充実してほしいことを3つまで選択してほしいというところがございますが、障がいや特別な配慮を必要とする子どもと家庭への支援を選択した割合というのが、9.3パーセントあったという状況がございます。現状を申し上げますと、市におきましては3歳以上を対象に公立としてはすべての、5園すべてで、障がい児保育という名称で現在対応をしている、枠をもって対応しているところがございます。一方、私立保育園におきましては、園によって対応しているところもあれば、枠としての対応に至っていない園もあるという状況でございます。しかしながら、公立も私立もどちらもですね、入園当時はわからなかったのですが、お子さんが育つにあたって、まあこちらでは障がいと記載をしておりますけれども、特別な配慮が必要なことが分かった以降は、その後も園で保育を継続して行うという形で、配慮の必要なお子さんの支援は各園共々継続している状況がございます。しかしながら、必要となる特別な配慮が一様でないことに加えて、安全な保育を行うために、保育士さんを別途配置するという対応を行っているというのも一般的なのですが、こちらが、保育士不足によってなかなか確保できない、というような状況から特別な配慮の必要なお子さんの入所がなかなか進んでいかないというような課題が現状でございます。加えて、医療的な行為が必要でありますけれども、集団の保育が可能なお子さんの入所希望も増えています。このようなニーズに対しての受け入れ態勢、整備確保がもとめられているというところが一つの特別配慮が必要な子どもの支援ということになります。

②でございます。アレルギーのある子どもたちの保育というところです。こちらにも統計資料がやや古い情報で恐縮でございますけれども、最近はまだこのアレルギーという部分はかなり一般的な部分になってきているかなと思ってございます。国の保育所保育指針、平成30年度に改正になりましたけれども、こちらの解説書等を見ると、より具体的な記述がございます。国の方でも、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインというものを整備しているのですが、こちらは31年4月に改訂されまして、食物アレルギーに関する記述が大幅に充実した状況となっております。先ほど引用しました簡易アンケート、この策定委員会の方でとりました簡易アンケートによりますと、やはり提供される食事や子どもの状況に配慮されているかの項目については、特に力を入れている施設長や保育士が多い状況もあり、保護者からの評価も高いという状況がある、というのがこのアレルギーの現状でございます。

3つ目の、要保護児童・要支援家庭の支援の部分(③)でございます。虐待の数



値の部分が古い数値でいっていることはご容赦いただきたいと思いますが、やはりこちらにつきましては、2段落目にごございますとおり、児童福祉施設である保育所においても、施設内での虐待防止は当然のこと、要保護児童やその保護者への支援、そちらも含めて求められていると書かせていただいております。子ども・子育て、小金井市子ども子育てに関するニーズ調査においても、子ども・子育て支援に関して地域で充実してほしいことの3つまでの選択の中で何ったところ、家庭での子育て・子育てが困難な場合のきめ細やかな支援を選択した割合というのが7.3パーセントあったということも併せて記載させていただいております。①～③についての説明は以上でございます。

○米原委員長 ありがとうございます。ただいま事務局より、第2章素案ですね、多様な保育ニーズへの対応の①～③についてのポイントについての説明がありました。①～③の部分について、基本的には重要な課題が欠落している場合を除き、記載内容について不足する要素等あればご意見・ご提案いただくことと、記載内容についての質疑応答などございましたら、ご発言よろしく願いいたします。

○福元委員 質問なんですけれども、14ページの①で、2段落目の最後の、子ども・子育てに関するニーズ調査で、障がいや特別配慮を必要とする子どもと家庭の支援を選択した割合は9.3パーセントとか、15ページの今読んでいただいた最後のところでの調査で、子育てが困難な場合にきめ細やかな支援を選択した割合が7.3パーセントでありますけれども、これは数値が高いということで書かれているのですか。それとも何か違う意味合いで書かれているのですか。

○保育政策担当課長 事務局です。こちらの設問の文がもともとですね、市や地域で充実してほしいという設問でしたので、いわゆる保育園の中で行われる保育以外全般的なものをターゲットにした設問になっていることから、全体の中で順位を見てしまうと、パーセンテージの数値を見ていただければわかると思うのですが、決して高い数値にはなっていない状況には残念ながらなってしまいます。ただ、そういった部分について求められている一定のニーズがあるという意味で根拠として書かせていただいておりますので、ちょっとわかりづらいというか、根拠として弱い部分も一面あるかなとも思いますので、ちょっと記載の方法、引用の仕方については、書き方も含めてちょっと改めて検討させていただきたいと思います。

○米原委員長 他は、いかがでしょうか。

○井戸下委員 井戸下です。この小金井市保育検討協議会の中ではもしかしたら出ていなかったのかもしれないのですが、多様な保育ニーズというものの中には、外国籍のお子さんやご家族への支援というのも話に上がっていたかなと思うので、それもどこかに入れておけたら良いのかなと思います。③の要保護児童・要支援家庭というのは、これは主に虐待のことですよね。なのでこれとは別に項目を立てて、ちょっと触れていただけたら良いのかなと思います。

○保育政策担当課長 事務局です。おっしゃっていただいた視点のところですが、確かに全く記載のない状況でございました。のびゆく子どもプラン小金井の方でも、何

らかの記載が必要という認識が事務局のほうで持っておりまして、その時のカテゴリーとか記載の方法の整合などを含めてちょっと検討しているところでございます。状況として今おっしゃっていただいた通り、一つの項目として挙げるべきなのか、ご意見様々だと思うのですが、①のところについて「心身の発達において」の部分を取って、①で範囲を広めて記載していくのが良いのかですとか、そのあたりも含めて今内部で検討しているところございまして、次回以降には何らかの形でご提示していきたいと思っております。

○米原委員長 他はいかがでしょうか。

○大越委員 大越です。単純に(3)①の上から三段目、「市は3歳児以上を対象にすべての公立保育園で障がい児保育を実施しています。一方、障がい「児」保育」ですかね、あと、最後の段落の下から2行目、「加えて集団保育が可能であっても、医「療」行為」ですかね。あと、③は要保護児童・要支援家庭の支援というところで、日本全体の虐待の件数とかはすごく分かりやすいのですけれども、小金井ではどのくらいあるのかをちょっと教えていただきたいのですけれど。

○保育政策担当課長 事務局です。小金井市における虐待の数というのは今持ち合わせていないので、お伝えするという事はちょっとご容赦いただきたいと思っております。それから、前半にいただいた2点の文言については、わかりやすい表現の方に変更したいというふうに思います。

○大越委員 大越です。それは、保育課では児童虐待の件数は把握していないということなのか、小金井市として把握していないということなのか、どちらですか。

○子ども家庭部長 もともと虐待を所管しているのは子育て支援課というところなんです。保育課に関しては虐待の件数については把握してはいないです。ただ、要対協の代表者会議があったり、実務者会議とかそういうところでも実際に最終的に何件というところは保育課のほうでは把握してはいないです。傾向としてはあくまでも相談事案という形で、虐待の相談であったりとか、養育の相談であったりとかっていうところでは子ども家庭支援センターのほうで数を押さえていて、保育課の方でその数をすべて押さえているという形にはなってはいないです。

○大越委員 ありがとうございます。そしたら、子ども家庭支援センターの方で把握されているということであればちょっと聞いていただいて、記載していただきたいと思うのですけれど。やっぱり子どもの命に関わる場所なので、そこは小金井でどれくらいあるのかって、・・・。

○子ども家庭部長 虐待のところの表記の仕方ですけれども、今多分、平成28年度という形で表記されているんですが、ここの部分はいわゆるのびゆく子どもプランの中でも表記がされる予定です。ただ、今30年度で約16万人ぐらいというような形ありますので、ちょっとここの文言自体、変更させていただきまして。あと、市自体、様々なところで虐待の件数は持っていたかなと思うのでちょっと確認はさせていただきます。ただ、どこまで出せるかっていうところは時間をください。今日はお預かりさせていただきます。

○大越委員 わかりました。

○南雲委員

ちょっと離れてしまうかもしれないんですけども、③のところの要保護児童・要支援家庭の支援のところは、虐待のご家庭に限定されているような気がするんですけども、それだけでなく、産後うつによる支援家庭ももちろんありますし、あと、発達の遅れているお子さんを抱えて病気になってしまったお母さまということもあると思うんですね。

私は他の市でも、ものすごい割合でそういう家庭が多い保育園に勤めていたことがあるので、それも必要なのかなと思いました。

あと、少し離れてしまうのですが、保育の質を支えるものの中には、看護師の存在と確保、あと嘱託医が、小金井では見つけにくいということ。あとは、地域医療機関との連携もとても大切だと思っています。そのほか、児童相談所とか、小金井ですと子ども家庭センターの連携ですね。なかなかそれが、私立の保育園では難しいのが現状です。看護師は常勤でなくてもよいというのは、お金の話になってしまうんですけども、補助金が出ないから置かないよ、というふうに本部に言われてしまう。巡回で看護師は来てくれるけれども、他にお仕事を持っているから、なかなか、月に4回と言っていたのが、2回になり、1回になり、2か月に1回になり、というのが現実です。それで障がい児を見てくださいといたって、そんなのは責任取れないというところが現実問題になっているんですね。保育士も専門の知識を持つための研修にも職員には行ってもらっていますが限界があります。そこでそういう専門機関との連携というのを強化していただきたいので、それがどこの文言に入れていただけるか分からないですけども、それがとても現実問題であり、必要なことなのかなと思います。みなさんに知っていただくためには、それも入れていただくのが必要なのかなと思います。実際、障がい児とか難病をお持ちのお子さんのお問合せが今年は特に多いんですね。てんかんをお持ちのお子さんとか、ダウン症のお子さんとか、自閉症のお子さんとか。まあ、普通の、普通の、と言ったらおかしいですけど、通常児と一緒に保育することで、加配の保育士が一人つくことで、専門の施設に入った方が良いお子さんもいますけれども、普通保育でも一人つけばうまくいくっていうお子さんも、専門知識がある人がいないがために受け入れられないという現実もありまして、今年、4件ぐらいお断りしました。ダウン症のお子さんを1人、1歳児でお預かりしているんですけども、1人が限界です。という現実もあるので、公立で受け入れているって言って、私立でなかなか受け入れていないことが書いてありますけれども、そういうところも書いていただきたいな、考えていただきたいというのが、保育園の現状です。

○保育政策担当課長 今、南雲委員から多岐にわたるお話をいただいたこともあり、記載、どこにどのように記載していくかということと、関係機関の連携について課題のところで行くのか、5章のところで大変重要な視点として入れていくのかということもあるかなと思っておりますので、そのあたりと、保護者支援という観点で、どのカテゴリーとして扱っていくのかということもあると思いますので、ちょっと全体的にきれいな形にできるかどうかは別としまして、いただいた意見のほ

うは少し検討させていただきたいと思います。それから障がい児保育ということで書かせていただいた現状部分についてはちょっとこちらとしてどのような記載がより実態とより整合がとれるかは検討していきたいと思います。

○長澤委員

長澤です。今、南雲委員のお話を聞いていて、③の要支援家庭というのはもう少しいろんな家庭があるのかなと思っていて、ひとり親の家庭も、私のまわりにもすごく多くて、そういうご家庭、いろんな事情でひとり親であったりとか、それこそ家族の形態が多様化しているので、そのあたりに関しても個々の部分は虐待だけではないと思います。先ほど大越委員もおっしゃっていたように、虐待の件数って、この現状を把握しておいた方がいいんじゃないかなと思って、で、保育園自体が虐待を見つけたら通報の義務もあると思うので、今後その計画の中に、保育園としてどういうふうに取り組んでいくかとか、子ども家庭支援センターとどういうふうに連携を取っていくかというところも具体的な計画につながっていくと思うので、入れていただきたいなと思いました。

あと看護師さんのことというか、実際に園長さんのお話を伺って、深刻だなと思いますし、私も、保育園でこの4月から一度も看護師さんにお会いしてなくて、4時とか5時で帰っちゃうらしくて。看護師さんが。仕事から帰ってきた時点で子どもの様子がわからなかったり、熱が出ていましたと言われても、いつからどんな感じかとかが担任の先生からは伺ったりするんですけど、担任の先生も夕方帰ってらっしゃる時もある。4月から看護師さんが変わったということもあったんですけど、2名いらっしゃるはずなんですけれども一度もお会いしたことなくて、顔も分からなくて、子どもに聞いても知らないって言っていて、なんかそういうのも少しずつ不安になっている部分もある。別に障がい児のお子さんだけでなく、普通に通わせている親としてもそういう部分に関して一つ安心できる部分が看護師さんが常にいらっしゃるというのは大きいので、何かそこで保育園ごとに事情が違ったりして実際障がい児を受け入れられないのであれば、今後の計画に関しても市として何か策を練る必要があると思うので、現状と課題のところをせっかくなので入れていただければなと思いました。

○保育政策担当課長 事務局です。職員体制についてはどこのところで触れていくかということが一つあるのと、質を上げていこうという議論がある一方で、残念ながら今の国の基準でいきますと、看護師さんは実は配置しなくても保育園として運営できるという基準になってしまっているという、一方でそういう状況もあります。ですので、どのような形で、今回このテーマはいろんなご意見をいただけるかなと思っていただるところなんですけど、全体構成含めてどういう形で書いていくかは少しちょっと検討させていただきたいと思っております。

○米原委員長

子育て支援、保護者支援・子育て支援に関しては、この計画にどこまで入れていくのかというのがあって、実は保育所の大きな役割って、子どもの保育と、保護者支援、それは入所している子どもの支援と子育て支援、あと地域の子育て支援なんですけれども、そこまで全部入れようとする、またこの計画全体の構成を考えなければいけないので、大事なことはあるんですけども、この保育の

ガイドラインにおいて子育て支援をどこまで入れるかというのを事務局でまた検討していただきたいし、私も関わりたいです。

○長汐副委員長 今障がい児保育と、いろんな個性があるので、その対応ということでそれぞれの園で配慮をしてらっしゃるところだと思うのですが、だいぶ前から日本は保育だけではなくて、ノーマライゼーションの社会に来ているわけですよね。その中で、障がいを持った方が、幼児にしる学童にしる、いろんなところに参加できる施策と言いますか、合理的配慮というようなことで、非常に曖昧な言葉なんですけれど、その合理的配慮はどこまでできるのかというところで、その障がいを持った方たちがそこにいられる、参加できるというふうになっていると思うんです。で、この計画の中にそういう言葉とかを盛り込むというのは、今こうタイトルを見ても非常に難しいかなという気もするんですけれど、ただ、今の時代、ノーマライゼーションをどう実現していくかということのを抜きにしては特別な配慮だとか言葉だけが独り歩きしてしまって、実際にどういう配慮が、どういう法律とかですね、の元にできるのかというのは非常に曖昧になってしまうということを感じるわけですよね。ですから、施策として実現できるかどうかについては置いておいても、社会の流れっていうのは、障がいがあるかないかということに関係なく、権利としてというか、子どもの最善の利益として思ってもらえる時代になっているんじゃないかというふうに思うので、その辺の理念の取り込みをできないものかなと思います。

一つ質問なのですけれども、各機関の連携についてなんですけれども、要対協がありますよね。それでは、具体的に保育園の代表の方とか、それぞれの学校であるとか、養育センターであるとか、そういう代表の方たちっていうのは、お入りになってらっしゃいますか。要対協のメンバーとして。

○子ども家庭部長 先ほど申しましたように、代表者会議というものがございまして、それにつきましては、民間で園長さんが一人出ているわけですよね。そのほかに、医師会とか歯科医師会、学校の方にも今回入っていただいて、そういった組織はございます。

○長汐副委員長 続けてなんですけれども、そういう中で家庭の問題とか、虐待と言いますか、ということは話されているわけですよね。そうしますと、私立の園であっても公立の園であっても、そういうところにお子さんがいらちゃって、子家センあるいは児相とかとちょっとつながっていれば、把握はできているわけですね。そういう連携がなかなか難しいということでしょうかね。

○南雲委員 しているんですけれども・・・。コミュニケーションがなかなかうまくいかない部分があるのも現実です。というモヤっとした言い方しかできないんですけれども。

○長汐副委員長 うん、動きがね。

○南雲委員 そうですね。

○長汐副委員長 その辺は課題かもしれないですね。

○南雲委員 すみません、南雲です。看護師の配置というのは、国基準では常勤じゃなくて

もよいということがあるかもしれないんですけども、自治体によっては、例えば杉並とか、あと調布かな。私の知っている範囲がすごく限定されてしまうんですが、必ず置かなければならない、という自治体ってたくさんあるんですね。そういうふうにするのは簡単ではないと思うんですけども、そうしていただければ本当に助かるのになというところは、現場としては感じるところです。

ちょっとこの文章とは離れてしまうかもしれないですけども、それが、現実なんですね。お母さんたちが看護師と会えないとか、うちも、看護師の写真は職員写真一緒に玄関を開けると全部見えるようにしているんですけども、会ったことないんですよ。保護者の方が。たまにしか来ないので。たまにきて、数時間しかいないので、夕方もない、朝もない、というのが現状なので。なかなか難しいかなと。その中で、看護師からのアドバイスとか緊急搬送訓練とか必ずいろんなケースごとに分けて毎月やっているんですけども、その講習を現場では受けています。ただ、保護者として看護師とお話したいと思う方も確かにいらっしゃるので、特に乳児のお母さんたちなんかは。そこでいらしたらいいのになと思うのが現状です。

○八下田委員 14ページの①の書き出しのところ、事務局の方もこういう書き出しでしてみましたというお話があったんですけども、ソースがなくて、近年発達障がい診断を受ける子どもの増加が注目されているって一文だけなので、②③はどこからの情報というのがあるので、①番だけ書き出しがすごいなと思ったんですけども、何かソースがあるといいのかなというふうに感じました。

あと、誤字脱字の追加ですが、②の1行目の最後の方、「この一年間の何らか『ら』の」になっているのですが「何らかの」かと思いますのでお願いします。以上です。

○米原委員長 書き出し、発達障がいの増加のソースがあればいいということですが。

○保育政策担当課長 事務局です。こちらのところの書き出しというか全体的な部分についてはさまざまご指摘をいただいているところがあるかなと思っております。また、こちらから提示してこちらから言うのもあれなんですけれども、発達障がいの診断を受けるという書き出しが現時点でどうなのかなというところも実はございまして。ソースがなかなか見つけることができなくて、それで書き出し自体がかなり古い書き出しになっているなというふうに思っています。ですので、タイトル自体も特別な配慮がという言い方をしているにもかかわらず発達障がいにフォーカスしているあたりが書類を出している事務局が言うことではないですけども、こちらとしても悩みながら出させていただいたところもございまして、ここはもしかしたら刷新に近いような形で再考させていただく必要があるかなと思っておりますので、そのようにお願いしたいと思っております。

○吉岡委員 それに関連してなんですけれど、いろいろ僕も書き出しのところいろいろと文言を考えていたんですけども、ちょっと、もともと一番最初が障がいとなると、発達の方は障がいとはまだ認定されていない方が来るところですので、この部分は非常に危険かなと思っております。逆に、心身の発達においてを抜かしちゃっ

て、特別な配慮が必要な子どもの支援っていうところで、さまざまな特別な配慮をする子どもへの支援の実態として、例えば発達に課題のある方に関してはというような書き出しのほうが良いのではないかと思いますね。あと、ちょうど発言の機会を得ましたのであれなんですけど、せっかくですね、中に充実してほしいことで、障がいや特別な配慮を必要とする子どもと家庭の支援って載っていますよね。そこで、そこから下はお子さんの今の状況に関して書いてあるものですが、家庭での支援ってすごくやってるじゃないですか、子家センとかでも。そういうことも書きながらもこれを充実、まあ継続していくとかそのような、やっているよということを行った方がいいんじゃないかなと思います。

○保育政策担当課長 事務局です。ご意見ありがとうございます。ちょっと返してしまうような回答となるんですけども、一応こちらの計画については保育を中心として想定している部分があります。今センター長に言っていただいた部分は、いわゆる子家センターが軸となって展開している事業ということもありまして、そういった広がりを見せたところに行きますと、こちらのもとになるのびゆく子どもプラン 小金井、そちらの方に記載していく部分もあるかなと思っておりますので、先ほど委員長からも言っていただきましたけれども、子育て支援という部分での範囲の書き方について、当然保育園でも多く行っていただいているのは私たちも理解するところなんですけれども、どの範囲までを入れていくかというところは少し検討させていただければと思います。

○大越委員 先ほど南雲先生からお話があったのと、あと長澤委員からのお話で、私は公立保育園に通わせているんですけども、いつ行っても看護師さんがいて、なんかちょっとしたこととか、例えばケガとか、園全体で手足口病が出たりとかシラミがでたりとかになると、必ず看護師さんからこうすれば良いですよとかって随時気軽に聞けるような関係で、こんなに市内でも保育サービスを受ける側にとって差があるんだなって今ちょっとびっくりしたのが本音のところなので、さっき保育士の確保っていう保育の質の向上のところ、10ページ目、保育士の確保っていうのもあったんですけど、看護師さんも、現状は触れてもいいのかなって感じました。

○保育政策担当課長 保育園の運営にかかわるスタッフ、従事者はやはり園によって多岐にわたる部分もあるかなと思います。今大越委員に言っていただいた中での看護師の確保についてはほかの委員からも出ていたところがあるかなと思うんですけども、どこの部分に入れていくのが良いのかというのは少し検討させていただきたいと思います。やはり保育の部分でいきますと、やはり保育士さんに関する部分がかかなりのウェイトを占めるところがあるかと思うので、どのような書き方が良いかというのは少しお時間をいただきたいと思います。

○米原委員長 できれば看護師配置が必須の認可保育園に合わせた書きぶりが良いかと思うんですけども、対象はその設置が必須でない要するに予算措置が取られていないという事業所もありますので、書きぶりについては事務局と検討したいと思います。

○長澤委員 長澤です。先ほど吉岡委員がおっしゃっていた発達障がいの方が私はあまりわからないのですけれども、せっかく「きらり」があって、児童発達支援センターというものがあるので、その状況って意外と私たち全然わからなくて、子家センのことは置いておいても、児童発達支援センターは委員としても入っていらっしやいますし、ここに何か、データなのか現状なのか課題なのか、という部分が入るのも良いんじゃないかなと思ったのですけれども、全然別枠なのかもわからないですし、どこか園と連携を取ってらっしゃるのかというのがあれば教えていただきたいし、入れてもいいのかなとおもいました。

○真木委員 真木です。みなさんのお話を伺っていて、私はすぐ「きらり」の所長さんの方に、吉岡さんのほうに確認をしたのですけれども、個人情報っていうのもあるし、ケースバイケースもあるということで、ちょっと公表できない部分もあるかもしれないけれど、大まかでいいので、こういう状況ですということを伝えていただけると安心するかなと思いました。

あと、もう一つなんですけれども、看護師不足に関しては、やっぱりうちの園も同じで、最初は看護師さんいたんですね。いたんだけど、保育園の看護師は物足りないということでやめていったというのがあるんです。看護師の業務って独立業務でやっていただいているところって案外少なくて、0歳児のお部屋に入って保育を一緒にするとか、午後から看護師業務をするとか、いろいろなんですけれども、看護師さんがいない、いないからって、いないないって騒がない、看護師さんになりうる保育者になればいいんだから、ということで、わからない部分、熱性けいれんの時のダイアップの入れ方とか、そういうのは園長だけわかっていても職員はわからないので、公立の看護師さんに来ていただいて、課長さんの許可がいるというのでお願いも書いて。来ていただいて、実際にこういうふうにするんだよという感じのことを職員に教えていただきました。そうすると、ああ、そうなんだということになる。園長が言うと、押しつけがましい。指導一般のそういうふうになっちゃうんですね。強制的に。でも、他園の公立園の看護師さん、いい看護師さんがそろっているんで、その方たちにちょっと応援に来ていただいて、そういうところを補充していただく。そんな感じとか、いろんな交流があるんですけれども、本当に優秀な看護師さんが公立園にそろっているんで、これからもいろんな形で応援していただくと助かるかなと思うんですけれども。いまお話伺っていて。それとあとは職員一人ひとりが緊急に対応できるように、いろんなことを覚えていく。頭打ったらどうしたらいいとか、熱が出た、吐いた、いろいろウイルスの対応とかどうしたらよいか、そういうのをしっかりとマニュアルを作ってやってはいるんですけれども、それでも抜けちゃったりする。とっさの時になると。やっぱり繰り返し繰り返し研修を受けたりとか、そういう専門性、そこが専門性になるかと思うんですけれども。お勉強していく必要はあるかなと思うんですね。本当に、課題の一つですね、看護師不足は。でも臨床経験のない看護師さんがいらした場合には大変なんです。資格だけあって経験がないっていうのもこれも困るんです。なのでやっぱり、ある程度いろんな経験をし



ていらっしゃる看護師さんがほしいんですね。保育士不足もイコールなんですけれどもね。

○米原委員長 ありがとうございます。時間の関係もありますので、今までいただいたご意見を参考にですね、事務局の方で追加修正等していただきですね、次回以降にまたご提示いただくようにお願いします。

かなり充実したご意見をいただきました。短い時間できちんと読んでいただいて、議論していただきましたので、またそれをもとにご検討いただきたいと思います。

それではですね、本日はいったんここで終了させていただきます。

それでは、もう時間がありませんけれども、(3)その他について、何か皆様からございますでしょうか。

私からよろしいでしょうか。会議、議事進行中、携帯電話やスマホでお調べすることはあるかと思えますけれども、可能な限りですね、そういったものにとどめていただいて、使用・利用に関してはご配慮をお願いいたします。

それでは次回の日程について、事務局からご確認をお願いいたします。

○保育政策担当課長 それでは事務局より次回の日程についてご連絡いたします。次回は12月19日(木)午後7時から、会場は本日同様こちらの801会議室で開催となっておりますのでよろしくお願いいたします。

○米原委員長 それでは、以上で本日の会議は終了させていただきます。どうもありがとうございました。